

8水管第755号
令和8年6月11日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第513号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和8管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和8管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、別紙2のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和8管理年度における回項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和8管理年度（令和8年9月1日から翌年8月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,167トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

| 都 道 府 県 | 都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量 |
|---------|---------------------|
| 青森県 | 試行水準 |

| | |
|-----|------|
| 秋田県 | 試行水準 |
| 山形県 | 試行水準 |
| 新潟県 | 試行水準 |
| 富山県 | 試行水準 |
| 石川県 | 試行水準 |
| 福井県 | 試行水準 |
| 京都府 | 試行水準 |
| 兵庫県 | 試行水準 |

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|----------------------------|-----------|
| べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業 | 試行水準 |

第二 べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

8,443トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 大臣管理区分 | 大臣管理漁獲可能量 |
|--------|-----------|
|--------|-----------|

| | |
|--------------------------------|---------------------|
| べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわい漁業 | 8,443 |
| べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業 | 現行の水準以上に漁獲量を増加させない。 |

令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(まさば及びごまさば対馬暖流系群) (案)

1 背景

令和 8 管理年度において、まさば及びごまさば対馬暖流系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (3) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更
- (4) 資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、漁獲可能量の調整が行われた管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度の国の留保への戻し入れに伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に加え、以下に掲げる数量の変更についても、事後報告で対応できることとする。

- ・資源管理基本方針別紙 2 の規定に基づき行う、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分の翌管理年度の国の留保への繰り越しに伴う数量の変更

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 1 及び 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。